

当サイトに掲載しているイラスト等の利用を希望される皆様へ

当サイトに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）は、東京都又は第三者が著作権を有しています。また、東京 OSEKKAI 化計画ホームページ全体も編集著作物として東京都又は第三者が著作権を有しており、ともに著作権法により保護されています。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

掲載されている内容を二次利用する場合には、下記のとおり手続きが必要です。

手続きには1か月程度の時間を要するため、利用される際は余裕をもって下記問合せ先まで御連絡ください。

<手続きが必要な例>

著作権法上の「私的使用」や「引用」の範囲を超えて

- ・ OSEKKAI くん のイラストを広報誌・リーフレット等に掲載する場合
- ・ 当サイトに掲載のリーフレットを改変して使用する場合
- ・ 当サイトの内容の一部（イラスト等）を改変して使用する場合 等

【手続きの流れ】

1 事前相談

著作権法上の「私的使用」や「引用」の範囲を超えて、本サイトの著作物の利用を希望する場合は、具体的な御利用内容が決まった段階で、事前に下記問合せ先までご相談ください。具体的な御利用内容について、当課から個別に確認をさせていただきます。

2 申請書類一式の事前確認

「1 事前相談」における確認後、案段階の申請書類一式（申請書（案）、原稿（案）等）を、電子メールにて送付してください。案段階の申請内容に対して、当課から個別に確認をさせていただきます。

3 正式な申請書類一式の審査

「2 申請書類一式の事前確認」における確認後、申請書に代表者印を押印し、申請書類一式を、郵送してください。都庁内における審査を経るため、正式な申請書類が当課に届いてから、著作物の利用許諾が承認されるまでに1か月程度お時間をいただきます。

4 承認書の送付

利用目的及び利用方法が適当であると認められ、審査が完了したら、都知事名で承認書を発出します。著作物の利用（印刷、公表など）は、東京都からの承認を受けた後に行ってください。

【注意事項】

- OSEKKAI くん のキャラクター単体での使用を御希望の場合は『児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクター「OSEKKAI くん」使用申請書』を、OSEKKAI くん を含む著作物の利用を御希望の方は『利用許諾申請書』を御使用ください。
- 都知事名で承認書を発出しますので、申請書の申請者は代表者（〇〇市であれば〇〇市長）の職氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 掲載する著作物には「出典：東京都福祉保健局、承認番号：〇〇福保子家第〇〇号」を明記してください。
- 著作物が完成したら、完成版を1部当課へ提出してください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 児童相談所 運営担当
電話 03-5320-4127



OSEKKAI くん単体



OSEKKAI くん含む著作物